

〈参考法令〉

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争入札の公告)

第百六十七条の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

島原市契約規則

(無効入札)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2 通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね又は 2 人以上の入札を代理したとき。
- (5) 入札者が連合して入札したと認めたとき。
- (6) 入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、島原市暴力団排除条例（平成 24 年島原市条例第 10 号）の趣旨を踏まえ、島原市が行う各種契約から、暴力団等及び暴力団等と密接な関係を有する者等を排除し、各種契約の適正な履行を確保するため、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各種契約 島原市が行う建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負、物品の購入、業務委託等の契約並びに財産の買入れ、売払い、及び貸付契約等をいう。
- (2) 有資格者 次のいずれかに該当する者
 - ア 島原市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（平成 5 年島原市告示第 68 号）第 6 条又は島原市物品及び業務委託競争入札参加資格審査要綱（平成 13 年島原市告示第 66 号）第 5 条の競争入札参加資格があると認定された者
 - イ アに規定する者を除く者であって、市が行う各種契約の相手方となるため、市に申請等を行った者
- (3) 役員等 次のいずれかに該当する者

- ア 法人にあつては、役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者
- イ 法人以外の団体にあつては、その代表者及び経営に実質的に関与している者
- ウ 個人にあつては、その者及び経営に実質的に関与している者
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団等 暴力団、暴力団員をいう。
- (7) 密接な関係を有する者 次に掲げる者をいう。
 - ア 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - イ 暴力団員が役員（法第9条第15号ロに規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - ウ 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - エ 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団等に対して金品その他の財産上の利益の供与をした者
 - オ 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - カ その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者又は警察等捜査機関が確認した者
- (8) 不当要求等 暴行、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により、違法又は不適正な要求をし、業務の履行の障害となる行為をすることをいう。
- (9) 排除措置 有資格者に対し、一定の期間、市が行う各種契約に係る入札へ参加すること、契約の相手方になること等を禁じる措置を講じることを行う。
- (10) 極めて悪質な事由 次に掲げるものをいう。
 - ア 排除措置の期間（以下「排除期間」という。）が満了してから3年を経過するまでの間に、別表第1の措置要件の欄に掲げる要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認められる場合
 - イ 排除措置を回避することを目的に、措置要件に該当する行為を故意に隠蔽したと認められる場合
 - ウ 措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害又は不利益を生じさせた場合
 - エ その他悪質な事由と判断される場合
 （各種契約からの排除措置）
- 第3条 市長は、有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、その区分に応じ、それぞれ別表第1に掲げる措置期間の欄に定める期間（以下「措置期間」という。）の範囲内で、島原市暴力団等排除審査会（第13条第1項に規定する島原市暴力団等排除審査会をいう。以下、この条において「審査会」という。）の議を経て、当該有資格者の排除措置を行うものとする。ただし、市長が必要でないと認めるときは、審査会の議を経ることなく当該有資格者に対して排除措置を行うことができるものとする。
- 2 市長は、当該有資格者について、極めて悪質な事由があると認められるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、当該措置期間の長期を超える排除期間を定める必要があるときは、当該措置期間の長期の2倍の期間まで定めることができるものとする。
- 3 市長は、排除措置の決定において前2項の規定によりがたいと判断される場合は審査会の議を経て、排除措置及び排除期間を定めることができるものとする。
- 4 市長は、排除措置を講じたときは、当該有資格者に対しその旨を島原市が行う各種契約からの排除措置通知書（様式第1号）により通知するものとする。
- （一般競争入札からの排除）
- 第4条 市長は、各種契約に係る一般競争入札を行うにあつては、排除措置を受けている有資格者（以下「排除措置者」という。）の入札参加又はその資格を認めないものとする。
- 2 市長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、当該入

札参加又はその資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定による措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札参加資格を取消したときは、当該排除措置者に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 市長は、各種契約に係る指名競争入札を行うにあつては、排除措置者を指名しないものとする。

2 市長は、指名した有資格者が契約締結までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、あらかじめ入札執行通知書において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により指名の取消しを行ったときは、当該排除措置者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 市長は、排除措置者を、随意契約の相手方としないものとする。ただし、契約の目的及び内容から当該排除措置者を随意契約の相手方としなければならない特別な事情がある場合を除く。

(下請負等の禁止)

第7条 市長は、排除措置者が各種契約の下請負をし、又は受託をすることを認めてはならないものとする。

(排除期間の延長等)

第8条 市長は、排除措置者が、排除期間満了時においてもなお、排除措置の理由となった措置要件に該当することが確認された場合は、第12条の規定により島原警察署から提供される情報等によって当該排除措置者が当該措置要件に該当していないことが確認できるまでの間、排除期間を延長するものとする。ただし、排除期間満了時において当該措置要件に該当することが確認されず、排除期間の延長を行わなかった場合でも、排除期間満了時において、当該措置要件に該当していたことが、排除期間が満了してから3年以内に判明したときは、第3条第3項の規定に基づき排除措置を行えるものとする。

2 市長は、排除期間中の有資格者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の排除期間(前項に規定する排除措置の延長期間を含む。)に当該措置期間を加算した期日まで延長できるものとする。この場合においては、第3条第1項の規定を準用する。

3 市長は、前2項の規定により排除期間の延長をしたときは、当該排除措置者に島原市が行う各種契約からの排除措置期間変更通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(排除措置の解除)

第9条 市長は、当該排除措置者が、排除期間満了時において、当該措置要件に該当しないと確認されたときは、当該排除措置を解除するものとする。

2 市長は、前条第1項の場合において、同項に規定する島原警察署の情報提供等による確認の結果、当該排除措置者が当該措置要件に該当しないことが判明したときは、直ちに、当該排除措置者に係る排除措置を解除するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、排除措置を解除したときは、当該排除措置者に対し島原市が行う各種契約からの排除措置解除通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(共同企業体に係る措置)

第10条 第3条から前条までの規定は、排除措置者を構成員に含む共同企業体について準用する。

(不当要求等への対応)

第11条 有資格者は、本市との契約において、暴力団等からその履行に関して不当要求等を受けたときは、速やかに、不当要求等報告書(様式第4号)により市長に報告し、かつ、警察へその旨を届出なければならない。

2 市長は、有資格者が本市との契約において、直接又は間接に指揮、監督等を行うべき下請人又は受託者が、暴力団等から不当要求等を受けたときは、前項に規定する措置を執るよう当該有資格者に求めるものとする。

3 市長は、前2項の規定による報告があった場合において、各種契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じて当該履行の期間延長等の措置を講じるものとする。

(措置要件の確認)

第12条 市長は、有資格者が措置要件に該当するか否かを確認するときは、島原警察署から提供される

情報等により行うものとする。

(審査会の設置等)

第13条 排除措置に関する審議を行うため、本市に島原市暴力団等排除審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、別表第2に掲げる委員をもって構成する。

3 審査会は、副市長が主宰する。ただし、副市長に事故があるときは、あらかじめ副市長が指名する者が主宰する。

4 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 審査会は、必要と認めるときは、委員以外の者に審査会への参加を求め意見を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第14条 審査会の庶務は、総務部契約管財課が行う。

条沿革

(守秘義務)

第15条 審査会の委員及び関係職員は、この要綱の定めに基づき知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係機関との連携)

第16条 市長は、この要綱の運用にあたっては、県、島原警察署その他関係機関と情報交換を行うなど、緊密な連携を図るものとする。

(その他)

第17条 市長は、この要綱に定めのない事項又は疑義が生じたときは、審査会の議を経てその措置を決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(島原市建設工事暴力団対策要綱の廃止)

2 島原市建設工事暴力団対策要綱(平成19年島原市告示第57号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に前項の規定による廃止前の島原市建設工事暴力団対策要綱の規定により指名除外とされた有資格者は、この要綱の規定により排除措置を受けた有資格者とみなす。

(島原市制限付き一般競争入札実施要綱の一部改正)

4 島原市制限付き一般競争入札実施要綱(平成13年島原市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「指名除外」を「排除措置」に改める。

附 則(平成25年12月20日告示第100号)

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表第1(第2条、第3条関係)

	措置要件	措置期間
(1)	有資格者又はその役員等が暴力団等であると認められるとき 又は暴力団等が有資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	6月以上12月以内、かつ改善されたと認められるまで
(2)	有資格者又はその役員等及び使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している又は利用したと認められるとき。	2月以上6月以内、かつ改善されたと認められるまで
(3)	有資格者又はその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を	

	与えている又は与えたと認められるとき。	
(4)	有資格者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有している又は有していたと認められるとき。	
(5)	有資格者が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は(4)に規定する者に該当する者であることを知りながら、これらの者と契約を締結したと認められるとき。	
(6)	有資格者が長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第31条第2項の勧告又は、同条第3項の規定による契約解除の要求を受け、正当な理由がなく当該勧告及び契約解除の要求に従わないとき。	6月以上12月以内、かつ改善されたと認められるまで
(7)	有資格者が本市の各種契約の履行に関して暴力団等から不当要求等を受けたにもかかわらず、警察への届け出をせず、かつ、市長へ報告しなかったと認められるとき。	2月以上4月以内

別表第2（第13条関係）

島原市暴力団等排除審査会を構成する委員

委員
副市長
市長公室長
総務部長
市民部長
福祉保健部長
産業部長
建設部長
教育次長
水道課長

無差別差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、

当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。
- 2 前項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日から起算して三十日以内に、次に掲げる事項を公安調査庁長官に報告しなければならない。
- 一 当該処分が効力を生じた日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
- 二 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該処分が効力を生じた日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該処分が効力を生じた日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 その他前項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 3 第一項の処分を受けた団体は、政令で定めるところにより、当該処分が効力を生じた日からその効力を失う日の前日までの期間を三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の区分した期間が生じた場合には、その期間とする。以下この項において同じ。）ごとに、当該各期間の経過後十五日以内に、次に掲げる事項を、公安調査庁長官に報告しなければならない。
- 一 当該各期間の末日における当該団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所
- 二 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている土地の所在、地積及び用途
- 三 当該各期間の末日における当該団体の活動の用に供されている建物の所在、規模及び用途
- 四 当該各期間の末日における当該団体の資産及び負債のうち政令で定めるもの
- 五 当該各期間中における当該団体の活動に関する事項のうち政令で定めるもの
- 六 その他第一項の処分に際し公安審査委員会が特に必要と認める事項
- 4 公安審査委員会は、第一項の処分を受けた団体が同項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、引き続き当該団体の活動状況を継続して明らかにする必要があると認められるときは、その期間を更新することができる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定により期間が更新された場合について準用する。この場合において、第三項中「当該処分が効力を生じた日から」とあるのは、「期間が更新された日から」と読み替えるものとする。
- 6 公安調査庁長官は、第二項の規定又は第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに文書で警察庁長官に通報するものとする。